

事務事業評価票

④経常的事務事業

事業名	新事業創出支援事業	415	予算	会計	一般会計	01	
部門	産業振興	510	費目	款	市民経済費	06	
施策	独創的な中小企業の育成	2		項目	産業費	04	
作成部署	市民経済局産業部産業経済課	07 01 02	連絡先		産業振興費	01	
事業の目的	対象（誰を・何を） 中小企業や起業家	意図（どういう状態にしたいのか） 創業や新分野進出等の新事業創出を研究開発から事業化に至るまでの各段階に応じて、総合的な支援を行い、本市産業の活性化を図ります。					
事業の内容	中小企業支援法に基づき、平成13年度に財団法人名古屋都市産業振興公社に新事業支援センターを設置するとともに、法に基づく計画に掲げられた以下のような事業を実施しています。 (1) 新事業創出に関する相談・事業可能性評価（平成13年度開始） 豊富な知識・経験と幅広いネットワークを持つ民間の人材や専門家等による新事業創出に関する相談を行うとともに、事業化の有望性、技術の先端性、ノウハウの独自性等事業の可能性を評価する事業可能性評価委員会を設置しています。 (2) 経営診断事業（平成13年度開始） 中小企業診断士等の民間の専門家を継続的に派遣し、現状分析から事業化のための具体的提案を行います。 (3) 創業研修事業（平成13年度開始） 起業家などを対象に、事業の立ち上げのための知識やビジネスプランの作成、資金計画などの立て方を内容とする起業家支援セミナーなどの研修を行います。 (4) なごやビジネスマッチング事業（平成14年度開始） 事業可能性評価委員会において評価した事業計画について、市場調査や事業計画の発表機会の提供を行います。						
開始年度	平成 13 年度	根拠法令・要綱等	中小企業支援法、名古屋市新事業創出支援事業補助金交付要綱				
事業費・人員	16年度決算額	17年度決算額	18年度予算額	計画掲載	名古屋新世紀計画2010第2次実施計画	有 168 頁	
事業費（千円）	52,717	76,935	85,775	個別計画		頁	
財源内訳	国・県支出金	16,590	13,660	事業の実績			
	地方債			① 相談企業数	単位 社	16年度 306 17年度 307 目標18年度 320	
	その他特定財源			② 創業研修受講者数	人	205 91 120	
	一般財源	36,127	63,275				
職員数（人）	0.2	0.2	0.2				
成果指標	事業の目的の成果を測る指標	指標設定の考え方		単位	16年度	17年度 目標18年度	
①	創業・新事業進出した中小企業者数 〔 _____ 〕	新事業支援センターを通じて創業・新事業進出した中小企業者数を指標とします		社	121 目 標 ()	128 目 標 (197)	197
②	事業可能性評価を受けた事業の新製品・新技術開発率 〔 $\frac{\text{新製品・新技術開発件数}}{\text{事業可能性評価委員会の評価事業数}}$ 〕	事業可能性評価委員会で評価を受けた事業のうち、新製品や新技術を開発した割合を指標とします		%	100 目 標 (100)	100 目 標 (100)	100
事業開始時からの状況変化及び事業の改善点等							
平成18年度から、三位一体改革の中で国の支援の方法が補助金から交付税となりました。これにより、本市独自のメニューを実施することができるようになったため、民間でも類似した事業を行っている実践的IT研修事業を廃止し、資金や売り先情報に乏しい学生ベンチャーを支援するため、学生と支援団体などとの出会いの場や交流の場を提供するため学生発ベンチャー支援事業を実施いたしております。 その他、平成17年度からは、夏休みに支援機関を一同に集めたワンストップ窓口サービスを開始しましたほか、平成18年度からは、民間の専門家等の豊富な知識・経験と幅広いネットワークを生かし、これまで以上にフォローアップに努めています。							
市評価						総合評価	
評価	有効性	4	平成16年度の事業所統計調査によれば、市内事業所は廃業率が開業率を上回る状況となっています。本市経済の活力を維持していくためにも、新規開業の育成や既存事業者の経営強化支援が重要となっています。			B	
	達成度	3					
	効率性	3					
行政評価委員会の外部評価						総合評価	
民間や他の公的機関で行っている類似の事業を整理するとともに、市独自の事業を充実させ、市の産業政策に沿った内容で見直しをすべきです。						C	

事務事業評価票

④経常的事務事業

事業名	信用保証協会への出捐			416	予	会	一般会計		01
部 門	産業振興			510	算	計	市民経済費	06	
施 策	独創的な中小企業の育成			2	費	目	産業費	04	
作成部署	市民経済局産業部中小企業振興センター			07	目	目	金融対策費	02	
連絡先	735-2100								
事業の目的	対象（誰を・何を）			意図（どういう状態にしたいのか）					
	金融機関からの資金調達が困難な市内中小企業者			名古屋市信用保証協会（以下「保証協会」といいます）の業務運営の円滑化と経営基盤の安定化を通じて、中小企業者の資金調達を容易にします。					
事業の内容	保証協会は、市内中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける場合に、その借入債務の保証人の役割を引き受けることにより、金融の円滑化を図っています。 特に、保証協会の基本財産に応じて、保証債務の引受け可能な最高限度額が決められていることから、災害、金融危機や景気の低下などの急激な経済環境の変化による中小企業者の保証需要への迅速な対応や経営基盤の安定が不可欠であり、出捐を行うものです。								
開始年度	昭和 23 年度			根拠法令・要綱等					
事業費・人員	16年度決算額	17年度決算額	18年度予算額	計画掲載	名古屋新世紀計画2010第2次実施計画				有 168 頁
事業費（千円）	200,000	100,000	100,000	個別計画					頁
財 源	国・県支出金	100,000		事業の実績		単位	16年度	17年度	目標18年度
地 方 債				①	保証限度額	百万円	1,492,863	1,504,885	1,512,805
その他特定財源				②	保証債務残高	百万円	638,574	605,337	603,300
一般財源	100,000	100,000	100,000						
職員数（人）	0.1	0.1	0.1						
成果指標	事業の目的の成果を測る指標			指標設定の考え方		単位	16年度	17年度	目標18年度
①	保証協会が市内中小企業者に対して保証できる限度率。 〔 保証限度額 / 保証債務残高 〕			保証限度額を見ることにより、緊急時に市内中小企業者に対して信用保証がどれだけ可能かを把握できます。 全国平均と比較することで、その能力を知ることができます。		%	233.8 目 標 (238.4)	248.6 目 標 (245.4)	250.8%
②	〔 _____ 〕						目 標 (_____)	目 標 (_____)	
事業開始時からの状況変化及び事業の改善点等									
保証協会では、基本財産に応じて、保証債務の最高限度額が決められていることから、本市は中小企業者の保証需要への対応や保証協会の経営基盤の強化を図ることを目的に出捐をしてきました。 また、昭和48年度より、中小企業庁から本市に対し交付された補助金分と、本市負担分を合わせて保証協会に出捐していましたが、平成17年度より、中小企業庁が保証協会に直接支援する方法に変更されています。									
市評価									総合評価
評 価	有 効 性	4	最近の経済動向では、大企業を中心として着実な回復基調を続けている一方で、中小企業の一部では依然として厳しい状況にあります。また、中小企業においては金融機関から融資を受ける場合、保証協会の信用保証がつくか否かにより融資条件が大きく異なります。これらのことから本市が保証協会に出捐金を拠出し、経営基盤を確保することで中小企業の金融円滑化につながるようになります。						A
	達 成 度	4							
	効 率 性	4							
行政評価委員会の外部評価									総合評価
保証需要に対する保証限度額（基本財産）は確保され、目標としている全国平均に達していますので、毎年同じ金額を出捐する必要性についての検証も含め、この事業については休止時期を検討すべきです。									C

事務事業評価票

④経常的事務事業

事業名	大規模小売店舗立地法の運用			417	予 算 費 目 録	会計	一般会計	01		
部 門	産業振興			510		款	市民経済費	06		
施 策	活気と魅力にあふれた地域商業地づくり			4		項	産業費	04		
作成部署	市民経済局産業部地域商業課			07 01 05		目	産業振興費	01		
					連絡先		972-2433			
事業の目的	対象（誰を・何を）				意図（どういう状態にしたいのか）					
	大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超えるもの）の周辺の地域の生活環境				店舗設置者への指導助言を通じ、大規模小売店舗立地法の求める生活環境の基準が保持されるようにします。					
事業の内容	1 届出前の事前調整（任意）として、大規模小売店舗の設置者からの相談に応じ、法・指針・本市運用基準が求める条件を満たす内容となるよう指導助言									
	2 届出の受理・公告・縦覧（公告から4月間）・住民からの意見対応									
	3 名古屋市大規模小売店舗立地審議会において、届出に対する市の意見について審議									
	4 生活環境の保持の見地から本市の意見の有無を通知（届出から8月以内）									
開始年度		平成 12 年度		根拠法令・要綱等		大規模小売店舗立地法、名古屋市大規模小売店舗立地法運用基準等				
事業費・人員		16年度決算額	17年度決算額	18年度予算額	計画掲載	名古屋新世紀計画2010第2次実施計画		無 頁		
事業費（千円）		3,436	3,792	4,789	個別計画			頁		
財 源 内 訳	国・県支出金				事業の実績		単位	16年度	17年度	目標 18年度
	地方債				①	届出件数	件	94	83	89
	その他特定財源									
	一般財源	3,436	3,792	4,789	②	市の意見の有無を通知した件数	件	52	37	45
職員数（人）	3.0	3.0	3.0							
成 果 指 標	事業の目的の成果を測る指標			指標設定の考え方		単位	16年度	17年度	目標 18年度	
	①	生活環境の保持推進率		意見なしの通知の比率が高いほど店舗周辺の生活環境の保持が推進されています。	%	目 標 (100)	目 標 (100)	100		
		$\left[\frac{\text{市の意見なしの旨通知した件数}}{\text{市の意見の有無を通知した件数}} \right]$								
	②	事務手続の早期完了率		法定の手続期限(8月)より1月以上早く処理できるよう迅速な事務処理に努めています。	%	目 標 (77)	目 標 (80)	80		
$\left[\frac{\text{届出から7月以内に通知した件数}}{\text{市の意見の有無を通知した件数}} \right]$										
事業開始時からの状況変化及び事業の改善点等										
1 届出件数が増加しています。〔⑩34件(うち新設4件)⇒⑪83件(うち新設14件)〕 2 店舗の大型化(店舗面積が1万㎡を超える新設届出 ⑫2件⇒⑬6件)、土地利用が大きく転換する工場跡地への出店が目立ち、届出前の事前調整が複雑・長期化しています。 3 都市計画法の改正に伴い、立地可能な用途地域が制限されることから、今後駆け込みの届出が増加することが予想されます。 4 事業の改善として、平成17年度に駐車場の必要台数に関する独自基準を設けるとともに、平成18年度からは大規模小売店舗が地域社会に貢献していくよう要請する仕組みを設け、環境保持だけでなく、地域コミュニティの増進にも寄与していくようにしました。										
市評価										総合評価
評 価	有効性	4	届出件数が増加し、かつ店舗の大型化や工場跡地への出店に伴い案件が複雑化していますが、大規模小売店舗立地法の的確な運用により、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境が保持されています。							A
	達成度	4								
	効率性	4								
行政評価委員会の外部評価										総合評価
引き続き審議会の運営も含めた事務の効率化に努めてください。										B